

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 6	<p>(件 名) 上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについて</p> <p>(要 旨) 昨今「上げ馬は馬を虐待しているように見える」という抗議の声が国内外で広がっていることから、その社会通念を反映して、上げ馬神事から動物虐待を根絶させることが必要だと思われる。 国際社会に認められる三重県無形民俗文化財として次世代に継承していくために、事故の危険性のある坂と壁に馬を駆け上がらせないことが求められており、前例踏襲にとらわれず上げ馬の解釈を見直す時がきている。 動物福祉を重んじる現代の倫理観を取り入れ、馬を神の使いとして祀る多度大社に相応しい神事として、練り歩きやお供馬などの「奉納」という本来の形に戻されることを求める。 三重県は多度大社がこれ以上動物虐待を繰り返すことのないよう、法令に基づき真摯にご対応いただくよう請願する。</p> <p>(理 由) 馬は骨折すれば殺処分となることを理解したうえで、負傷する危険性のある坂と壁を駆け上がらせることは「わざと（みだりに）馬を傷つけようと思っ て行ってはいないが、骨折しても仕方がない」という暗黙の了解のもとで行っているも同然だと考える。</p>	<p>多度大社の上げ馬廃止を求める One Team 富森 美保美</p> <p>(紹介議員) 吉田 紋華 稲森 稔尚</p>	5年・9月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	<p>「身体に外傷が生ずるおそれのある行為をさせ酷使すること」は、環境省《動物愛護管理法第44条2項》に抵触する虐待事案であり、環境省《動物虐待等に関する対応ガイドライン第1章4項》に記された「愛護動物虐待罪」に該当する可能性もある。（※別紙1）</p> <p>今年6月には国会の場でも、参議院農林水産委員会にて「たとえ神事など正当な目的があったとしても、行事の手段や態様が社会通念上容認される範囲を超える場合は動物殺傷、虐待罪が成立する可能性がある」と答弁されている。</p> <p>オンライン署名には、日本のみならず海外からも数多くの賛同をいただき、上げ馬 One Teamには20,917筆もの署名と474件のコメントが集まった。この反響は、上げ馬が客観的に社会通念上許容される範囲を超えていることを十分に物語っている。</p> <p>地域に愛され続ける伝統や文化を守るためには、動物についても命あるものとして敬う気持ちを持ち、動物虐待を根絶するべく誠実かつ迅速に、時流の変化に適応していくことが最も大切なことであるとの考えに至り、請願する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(別紙1 略)</p>		